

## 広域資源管理に関する検討について

### 現在の広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理

国が資源回復計画を作成 ←→ 広域漁業調整委員会に協議

対象は緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種

国の資源回復計画は、予算措置が23年度限りとされたため23年度末で終了

### 平成23年度から、新たに資源管理指針・資源管理計画制度を導入

資源管理指針・資源管理計画は、資源回復計画やTAC協定等に基づく自主的な資源管理措置を包含するものとの位置づけ。23年度は現在実施中の資源回復計画と併存するため、基本的には現行の資源回復計画の取組も記載。

指針及び計画の作成は漁業の管理主体別

国の資源管理指針→大臣管理漁業者が資源管理計画を作成

各都道府県の資源管理指針→知事管理漁業者が資源管理計画を作成

広域的に分布回遊する資源の適切な資源管理のためには、国や都道府県間の資源管理指針の整合性を保ちつつ、関係する大臣管理漁業者、知事管理漁業者が資源管理計画を作成し可能な限り資源管理に参画することが望ましい。

関係する国や都道府県間で広域資源管理について協議調整する場が必要

### 23年度中に広域資源管理に関する協議調整する場を設置して以下を検討

- ・ 広域漁業調整委員会の部会の区域毎に関係都道府県の行政部局、試験研究機関が参集（資源回復計画の行政・研究担当者会議を必要に応じ拡大）
- ・ まず、これまでの資源回復計画の取組については、成果を総括・評価して、24年度以降の取組の継続・見直しを関係者間で検討
- ・ その他、資源管理指針・資源管理計画が作成されている魚種系群の広域資源管理について意見交換し、協議調整の必要性を検討

### 広域漁業調整委員会における協議調整

上記の検討の結果を受けて、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理について協議調整し、必要な場合には委員会指示の発出。

23年度の委員会会合で以下を説明し、協議調整。

23年10～11月委員会 広域資源管理の検討の進ちよく状況

24年3月委員会 資源回復計画の総括・評価、24年度以降の資源管理